平成２４年（フ）第３７号
埼玉県加須市柳生2781番地１
破産者　小泉　正哉
１　決定年月日　平成24年６月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１８４号
長野県塩尻市広丘吉田552－１　Ｋ１ビル207、住民票上の住所長野県塩尻市大字北小野4133番地130
破産者　西澤　正泰
１　決定年月日　平成24年６月26日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第５８号
青森県三戸郡三戸町大字斗内字武士沢43番地
破産者　武士澤美智
１　決定年月日　平成24年６月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第２２２号
岩手県九戸郡洋野町種市第57地割21番地４町営住宅城内団地２号、前住所岩手県九戸郡洋野町種市第59地割57番地３
破産者　鈴木　紀子
１　決定年月日　平成24年６月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第２０５号
富山県小矢部市浅地515番地
破産者　舞工房こと　笠舞　辰悟
１　決定年月日　平成24年６月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２３年（フ）第１１０号
富山県富山市荒川３丁目３番10―105号　レオパレスアルペン富山、開始決定時の住所富山県富山市新庄銀座２丁目９番12号
破産者　菊地　保志
１　決定年月日　平成24年６月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２３年（フ）第１５７０号
鹿児島県肝属郡肝付町後田2746番地１
破産者　廻　　満次
１　決定年月日　平成24年６月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２４２８号
名古屋市港区小碓２丁目362番地　サンパティーク小碓105号、開始決定時の住所名古屋市港区当知３丁目3502番地の８
破産者　コウセー金型こと　丹羽　康生
１　決定年月日　平成24年６月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３０６７号
名古屋市中川区打出１丁目68番地　市営打出荘１棟101号
破産者　柘植　末廣
１　決定年月日　平成24年６月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５６１６号
大阪市東成区玉津１丁目１番８号
破産者　若村　哲司
１　決定年月日　平成24年６月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５９２３号
大阪府東大阪市吉田本町３－６－20　セワール吉田505
破産者　西山　一夫
１　決定年月日　平成24年６月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５５１号
京都府八幡市八幡柿ケ谷14番地の68
破産者　渡邉喜久治
１　決定年月日　平成24年６月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４号
大阪府茨木市水尾１丁目12番48号
破産者　照屋　盛一
１　決定年月日　平成24年６月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第５号
兵庫県伊丹市北野５丁目７番地の25
破産者　照屋　盛治
１　決定年月日　平成24年６月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第６６２号
愛媛県松山市桑原６丁目５番７号、開始決定時の住所愛媛県松山市三町１丁目２番39号
破産者　藤田　孝文
１　決定年月日　平成24年６月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６６３号
愛媛県松山市桑原６丁目５番７号、開始決定時の住所愛媛県松山市三町１丁目２番39号
破産者　藤田チサ子
１　決定年月日　平成24年６月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６６４号
愛媛県松山市桑原６丁目５番７号、開始決定時の住所愛媛県松山市三町１丁目２番39号
破産者　藤田　勝勝
１　決定年月日　平成24年６月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部